

岩手県告示第328号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和元年岩手県告示第404号）で公示した公共測量を終了した旨県南広域振興局農政部北上農村整備センター所長から次のとおり通知があった。

令和2年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 花巻市太田地内、東和町砂子地内、東和町小山田地内、東和町石鳩岡地内及び鍋倉地内
- 2 実施した期間 令和元年9月12日から令和2年3月24日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量